

■他市町村における「事業者の役割と責務」の記載について

●南足柄市

(事業者の役割と責務)

第10条 事業者(市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営むものを言います。次項において同じです。)は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を自覚し、良好な地域社会の実現に寄与するよう努めなければなりません。

2 事業者は、地域の経済的活力を高め、地域の雇用の確保に努めるとともに、持てる資源を生かして、地域社会の発展に寄与するよう努めなければなりません。

●箱根町

(事業を営むものの役割と責務)

第9条 事業を営むものは、地域社会の一員であることを認識し、地域との調和を図りながらまちづくりに参加します。

2 事業を営むものは、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮します。

●川崎市

(事業者の社会的責任)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

●鎌倉市

08 事業者等の権利と責務

○ 事業者等は、固有の権利を行使するにあたり、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、暮らしやすい地域社会を実現する権利と責務を有する。

事業者等は鎌倉市の特性に配慮し、市民と連携して行動する。

●厚木市

(事業者の権利及び責務)

第9条 事業者(厚木市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。)は、市民の権利を有し、市民の責務を負うとともに、地域社会の一員として、周辺環境との調和に留意し、暮らしやすいまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

●茅ヶ崎市

(事業者の責務)

第7条 茅ヶ崎市内で事業活動を行うものは、その事業活動を行うに当たっては、地域社会との調和を図るよう努めるものとする。

●寒川町

(事業者のまちづくりへの参加)

第19条 町内で活動する企業その他の事業者は、地域社会の一員であることを認識し、地域社会との調和を図りつつまちづくりに参加するよう努めます。

●大磯町

(事業者等の権利及び責務)

第12条 事業者等は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を有します。

2 事業者等は、地域社会の信頼と理解を得るとともに、公共的視点に立って、環境を保全し、安全、安心、快適なまちづくりの推進に努めなければなりません。

●葉山町

（事業者等の責務）

第6条 事業者及び工事施行者は、開発事業が周辺環境に及ぼす影響に配慮し、自らの責任において、その環境への負荷の軽減等必要な処置を行うとともに、町が行う施策に積極的に協力しなければならない。

2 事業者及び工事施行者は、良好な近隣関係が形成できるように配慮するとともに、開発事業に係る紛争が生じたときは、自ら積極的にその解決に努めなければならない。

●秋田県大仙市

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動の実施に当たっては、自らの安全確保に努めるとともに、その所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物等から犯罪及び災害につながる事態が生じないよう適正な管理に努めるものとする。

2 事業者は、その勤務する者に安全・安心まちづくりに必要な知識及び技術を習得させるよう努めるとともに、市が実施する安全・安心まちづくりを推進するための施策に協力するものとする。

●岐阜県山県市

（市民の役割）

第7条 市民は、次の各号に掲げる役割を担うよう努めるものとする。

- （1） 自らまちづくりに積極的に参加すること。
- （2） 市民同士が互いに尊重しつつ、まちづくりに協力し合うこと。
- （3） まちづくりに必要な市政についての認識を深めること。
- （4） 良好な環境を次世代へ引き継ぐまちづくりの意識を持つこと。

2 事業者（市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。）は、地域社会の一員であることを自覚し、まちづくりに寄与するよう努めるものとする。

●滋賀県甲賀市

（企業及び事業所の役割及び責務）

第14条 企業及び事業所は、地域社会の一員として、市民及び市長等と連携・協力し、まちづくりに貢献します。

●兵庫県尼崎市

（市民等の権利及び責務）

第4条 市民等は、まちづくりの主体として、まちづくりに関する情報を得ることができるとともに、まちづくりに参画することができる。

2 市民等は、まちづくりの主体としての自覚を持ち、まちづくりに参画するに当たっては、他者を理解する姿勢を持つとともに、自己の発言及び行動に責任を持つものとする。

3 市民等は、協働によるまちづくりを行うに当たっては、相互理解を深め、それぞれの自発性及び自主性を尊重するものとする。

4 前各項の規定にかかわらず、子ども（市民のうち18歳未満のものをいう。）は、地域社会の一員として、年齢及び成長に応じて、第1項に規定する権利及び前2項に規定する責務を有するものとする。

5 第1項から第3項までに規定するもののほか、事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

●高知県土佐清水市

（事業者の役割）

第 8 条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図り、まちづくりに協力します。

●福岡県大牟田市

（事業者の役割）

第 16 条 事業者は、地域社会の一員として地域コミュニティへの参加、協力及び支援に努めるものとする。

●福岡県太宰府市

（事業者等の役割及び責務）

第 8 条 事業者等は、地域社会の一員として、その社会的な役割を認識し、地域社会の調和ある発展のために協力するよう努めるものとする。